

平成 28 年度第 3 回東大阪市環境審議会 議事要旨

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 7 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時まで

2. 開催場所 東大阪市総合庁舎 22 階 会議室

3. 出席者

（委員）

黒田会長、菅原委員、益田委員、久委員、佐野委員、越智委員、石井委員、岩浅委員、山口委員、林委員、福永委員、安西委員、大原委員、松浦委員、阿蘇委員、福本委員、川口(泰)委員、中長委員

（事務局）

植田理事、木下環境部次長、谷環境企画課長、
環境企画課主査 高井、環境企画課 野山、環境企画課 山本、環境企画課 井上（青）

4. 議題

（1）事務局より東大阪市第 2 次環境基本計画の中間見直し最終案についての説明

質疑・応答

益田委員：パブリックコメントに関する考え方で 1 つお伺いしたいのですが、本市の考え方は Web サイト等に掲載して公開される文言なのでしょうか。

事務局：本市の考え方もそうですし、全体的な計画の見直しについては全て周知させていただく予定でございます。

益田委員：修正された文言に意見はないのですが、本市の考え方については少しずれているのではないかと感じます。1 点は全国的に原子力発電所の稼働が停止したため、電力需要の逼迫が新たに顕在化してきているというのは事実ではないと思います。実際に原子力発電所が稼働していない状態でも電力にはほとんど困っていません。また、兵庫県では電力を増加させる為の工事を行おうとしていたのですが、電力の需要の伸びが期待できない為に、工事がとりやめになるような現状もあります。ですから決して電力需要の逼迫が理由ではないし、ましてや原子力発電所が関連している問題ではないと思います。

私も省エネルギー型の設備や自然エネルギーを利用した発電施設の増加は個人的には大変賛成ですし、推進していくべきだと思います。ただ、このような考え方が公開されることに関してはもう少し慎重に考えられた方がいいと思います。やはり地球温暖化対策に直接結びつくことでもありますが、化石燃料を使う事で発生する様々な現象を抑えることや、火力発電所などの設備は古くなってきてい

るため、火力だけで対応するのは難しいです。ですから、それに代わる新エネルギーを作っていないといけないので、より積極的な理由に変えて説明した方がいいと思います。

事務局：益田委員のご指摘もとてもだと思います。本市の考え方についてですが、いただきましたパブリックコメントに対してこちらで修正したところが自立分散型電源という文言を入れているのですが、こちらの文言が温暖化の計画にあります区域施策編を以前、平成26年度に改定したのですが、その際の文言を今回使いましたので、この様な内容になりました。益田委員のおっしゃった、もう少し積極的な文言に変えた方がいいのではという点については全くその通りだと思いますので、修正させていただきます。

大原委員：資料6の51ページにあります、(1) まちをきれいにするという中の④空地の適正管理の啓発とありますが、高齢化が進んで空き家が増えてきていると思います。その結果、ネズミが出てきたり、建物が傾くなど景観にも関わってくると思いますので、空地だけではなく、空き家も付け加えた文言にしてはどうかと思います。

事務局：空き家についてですが、東大阪市で平成28年度に空き家対策に関する基本的な計画を建築部でまとめまして、平成29年度で特定空き家も含めた最終的な形を決めていくという事になっておりますので、現状では未だ中身が進行中という事もありますから、空き家に関してはこのままいかせていただきたいなと思います。空き家、またごみ屋敷は全国的にも大きな課題となっております、ごみ屋敷と空き家は別区分と考える場合や、空き家からごみ屋敷になってしまう場合もあります。ごみ屋敷については環境部の方で初動体制をとって実際に地域の方との連携管理をしていただくという動きもしておりますが、空き家と合わせますとまだ十分確定していないところもございますので、空地だけを対象にしております。

久委員：51ページの(2) 良好な景観を形成するというところですが、事務局の方の説明では③景観計画に基づく施策というものと①、②は少し色合いが違うものと認識しているのですが、景観計画を一緒に策定して運用しているなかで、景観計画の中にも当然、自然景観の保全と歴史的なまちなみ保全も入っているわけですが、自然景観の保全は緑地保全の施策、歴史的なまちなみ景観の保全には文化財保全の施策と連動していくものですので、それ以外のものとして景観計画に基づく外観、建築物の景観誘導などが分けられていると理解しているのですがそれでよかったでしょうか。

事務局：自然景観の保全は自社の緑地を保全していくという部分がメインとなっております。また、歴史の部分については川中邸等の歴史的な建物を保全していくという事に特化した部分となっておりますので、それ以外のものを景観計画の中でまちづく

りを行うものでございます。

中長委員：資料2の近鉄奈良線連続立体交差事業と街路樹関連はどちらも前は数値目標100%取得となっているのですが、今回の取得というのはどの程度まで取得出来れば良いと考えられているのでしょうか。

事務局：連続立体交差に関しましては、ほぼ立体が完成していますが、用地の取得に関しては未だ確定できていない部分もございます。それと合わせまして大阪瓢箪山線、八尾枚方線、特に大阪瓢箪山線に関しましては用地取得がなかなか困難であるという事から今回100%取得から用地取得に変更いたしましたので、何処までといった事ではなく、基本的に完成するには100%用地取得が必要であるという事でございます。

中長委員：ではこの案の中でも計画年度内に全部出来ない可能性もある、ということですか。

事務局：計画年度が29年から32年となっておりますので、基本的にはその中でやっていきたいという東大阪市の思いはありますが、事業者が道路の場合は特に大阪府になっておりますので、府との連携ということになります。

黒田会長：資料3中間見直しの1ページの最後の部分が『行ったもの』で切れているので『である』などを付け加えてください。

事務局：修正いたします。

佐野委員：資料3の1ページ目の3分の2辺りのところ『昨年パリで』とありますが、『昨年度』であれば問題ないと思います。COP21が開催されたのは2015年だと思いますので。

事務局：佐野委員がおっしゃられたように『2015年』に修正いたします。

黒田会長：資料6、53ページの最終行④が削除されていて、それに伴って脚注の文章も削除されているので、脚注に振られている番号の修正をお願いいたします。

事務局：修正いたします。

会長：他に意見はないようですので、審議会として今回の見直し最終案につきまして、承認することにしてよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし

(2) 事務局より今後のスケジュールについての説明

質疑・応答

越智委員：4月に市民等に周知とありますが、これは具体的にどのような形で周知するのでしょうか。

事務局：今回計画の見直しを行ったという事を Web サイト上と、市政だよりの4月15日号にて周知する予定でございます。

会長：他に質問がないようですので、審議はこれでまでとし、本日の会議を最後に東大阪市第2次環境基本計画の中間見直しについての審議を終了いたします。最後に私の方から今回の中間見直しについて、一言述べさせていただきます。

今回の中間見直しは、計画の策定から5年が経過し、社会状況や環境問題に関する課題の変化に伴い行ったものです。計画にある施策をより一層推進し、計画の理念である「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市 東大阪」の実現のため、今回位置付けされている事業の目標達成100%に向け、課題・問題点を意識し、継続的な改善が実施できるような進行管理を事務局にお願いをしておきます。

5. 配布資料

- (1) パブリックコメントに関する考え方
- (2) 施策及び事業の修正一覧
- (3) 東大阪市第2次環境基本計画の中間見直しについて（中間総括報告書）
- (4) 東大阪市第2次環境基本計画における平成29年度からの施策及び事業一覧
- (5) 中間見直しにより計画から削除された施策及び事業
- (6) 東大阪市第2次環境基本計画最終案（抜粋）